

# 第4章

## 第4章 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築

### 第1節 医療連携の推進

#### (1) 医療連携について

高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要がますます増大することが見込まれる中で、患者の状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築が課題となっています。

こうした体制を構築するためには、医療機能の分化・連携を進め、各医療機能に応じて必要な医療資源を適切に投入し、入院医療全体の強化を図るとともに、退院患者の生活を支える在宅医療や介護サービスの提供体制を充実させていくことが必要となっています。

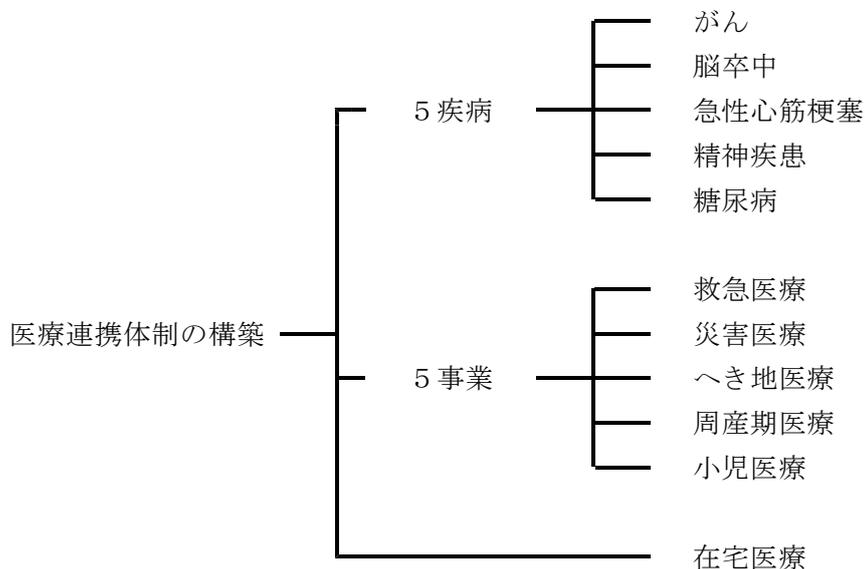
また、今後、認知症高齢者や単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加していく中で、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められており、医療と介護の連携を一層推進する必要があります。

こうした課題に対応するため、第6次群馬県保健医療計画では、がんや脳卒中、急性心筋梗塞等の県民の罹患率の高い疾病のほか、救急医療や周産期医療、在宅医療等の地域の医療提供体制を確保する上で重要な課題となる事業分野（5疾病5事業及び在宅医療）における医療連携体制の構築を図るため、地域連携クリティカルパスの導入促進や二．五次保健医療圏の設定等による医療需要への広域的な対応等に取り組んできました。

第7次群馬県保健医療計画では、こうした5疾病5事業及び在宅医療を中心に、本県の現状や課題をしっかりと捉えるとともに、今後の取組の方向性を明らかにして、医療連携体制の一層の充実に取り組んでいくこととします。

## (2) 5疾病5事業及び在宅医療について

この章では、県民の罹患率が高い疾病や地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる事業分野に係る医療連携体制の構築について掲載しています。



## (3) 医療機関名について

この章に掲載される医療機関名については、5疾病5事業及び在宅医療の掲載基準に基づき、医療機関からの届出を受け、県の審査を経て、群馬県ホームページで最新情報を提供します。

なお、医療機関等に係る情報は、「統合型医療情報システム<sup>注1</sup>」や「群馬県介護サービス情報公表システム」でも一部提供しています。

注1 広域災害・救急医療情報システム、救急搬送支援システム及び医療・薬局機能情報提供システムの3つのシステムを平成27年4月1日に統合し、運用を開始したシステム

---

(余白)